域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域８種地ｃはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域８種地ｄはⅡの地域８種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域７種地ｃはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域７種地ｄはⅡの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域７種地ｅはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域７種地ｆはⅡの地域７種地に区分されるその他の特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。

普通態容補正（給与差等）

			大都市・宅造あり	大都市・宅造なし	中核都市・宅造あり
1	級	地	0.861	0.843	0.847
2	級	地	0.839	0.821	0.825
3	級	地	0.833	0.815	0.819
4	級	地	0.817	0.800	0.804
5	級	地	0.808	0.791	0.795
6	級	地	0.783	0.766	0.770
7	級	地	0.766	0.750	0.753
無	級	地	0.748	0.732	0.736

域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域８種地ｃはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域８種地ｄはⅡの地域８種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の特例市を、Ⅱの地域７種地ｃはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域７種地ｄはⅡの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域７種地ｅはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する特例市を、Ⅱの地域７種地ｆはⅡの地域７種地に区分されるその他の特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。

普通態容補正（給与差等）

			大都市・宅造あり	大都市・宅造なし	中核都市・宅造あり
1	級	地	0.829	0.813	0.820
2	級	地	0.810	0.794	0.801
3	級	地	0.804	0.788	0.794
4	級	地	0.790	0.774	0.780
5	級	地	0.779	0.764	0.770
6	級	地	0.775	0.740	0.746
7	級	地	0.741	0.726	0.732
無	級	地	0.723	0.708	0.714